



民営化タスクフォース

郵政民営化関連法の施行への
グローバル・ベスト・プラクティス
の適用について

在日米国商工会議所
2005年11月

在日米国商工会議会議所
民営化タスクフォース
2005年11月

英語正文
表紙写真©: ジョン・ヘルゲーション
表紙写真提供: istockphoto.com

郵政民営化関連法の施行への グローバル・ベスト・プラクティスの 適用について

目次

要旨	2
はじめに	3
I. グローバル・ベスト・プラクティス	4
A. 対等な競争条件をもたらすための、実効性ある規制の枠組みを確立する	
1. 日本郵政公社の規制の枠組みをWTO加盟国としての日本の義務と整合したものにする	
B. 市場支配力と内部援助の濫用を防止し、競争を促進する	
C. 民営化プロセスの透明性を確保する	
II. 郵政民営化関連法	6
III. 郵政民営化関連法へのグローバル・ベスト・プラクティスの適用 - 焦点となる6つの重要分野	8
A. 民営化企業の監督	
B. 郵政事業の事業範囲に対する制限を解除するプロセス	
C. 郵政民営化委員会の役割	
D. 社会・地域貢献資金による資金拠出	
E. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	
F. 特定の税の免除	
IV. 結論	13
V. 注釈	14

要旨

2005年10月14日、日本郵政公社の民営化関連6法案が国会で可決され、法律として成立した(「郵政民営化関連法」)。それを受けて、関連する政省令、ガイドライン、その他規則(総じて「施行規則等」)を策定し、郵政民営化関連法を施行するための詳細な内容を詰めていくプロセスがスタートした。私ども在日米商工会議所(ACGJ)は本白書を通し、郵政民営化関連法が国営企業(SOE)民営化のグローバル・ベスト・プラクティス、国際通商協定上の、および郵政民営化法第2条に規定されている「(民営化後の郵政新会社と)同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」という、日本の義務と整合性をもって施行されるために、施行規則等に盛り込まれるべき主要な施策を明らかにしたい。そのため施行規則等には以下の措置が盛り込まれるべきである。

民営化企業の監督

- 民営化後の郵政金融会社が、民間の金融機関と同じ認可要件、監督要件(リスク管理要件や内部統制義務、金融庁による全面的監督等)を客観的に満たすことを義務付ける措置。こうした要件が満たされない限り、郵便貯金銀行と郵便保険会社による業務拡大は厳しく禁止されなければならない。同様に、郵便事業株式会社(郵便事業会社)と郵便局株式会社(窓口ネットワーク会社)も、民間競合企業と同じルールの下で、同じ規制監督機関による規制を受けるべきである。

郵政新会社の業務範囲に対する規制解除のプロセス

- 内閣総理大臣と総務大臣が民営化後の郵政新会社の業務範囲への規制解除を決定するにあたって、その根拠とすべき明確かつ客観的な基準。この基準は、郵政民営化委員会(民営化委員会)が提言を行うための根拠ともなる。こうした基準として、民間競合企業に課される認可基準との客観的整合性、民間競合企業に適用される法律の全面的遵守、規制解除の条件となる政府[による株式]所有限度を規定すること等が挙げられる。

郵政民営化委員会の役割

- 郵政新会社による新しい商品や事業の承認に関し、民営化委員会が提言を行うにあたって根拠とすべき明確かつ客観的な基準。さらに関係各大臣が民営化委員会の提言に従わない選択をする場合は常に、その妥当な根拠を国民に明らかにすることを義務付ける規定。
- 施行規則等をパブリック・コメントに付すことを含めた、透明性のあるルール策定・改正プロセス。民営化委員会の全ての提言について、公聴会など意見聴取のために有意義な機会を提供する。

社会・地域貢献資金による資金の拠出

- 社会・地域貢献資金から資金の拠出が行われる場合の、その条件に関する明確かつ客観的な基準。この基準は規制上対等な競争条件を確保し、「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」に基づく日本の義務と整合するものであることが必要である。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(公社継承法人)

- 公社継承法人と郵政新会社との間の取引は全て、アームズ・レングスの原則に基づいて行われるようにする措置。内部援助、および市場原理によらないリスクの移転を禁止する。

特定の税の免除

- 郵便貯金銀行と郵便保険会社が特定の免税を受けることで、競合会社に対して不当に有利な待遇を受けることがないよう保証する措置。

はじめに

2001年の首相就任以来、小泉純一郎首相は「民間にできることは民間に委ね」という理念の下、構造・規制改革に幅広く取り組んできた¹。小泉改革の目標は、経済における政府の役割を縮小することによって、政府の財政負担を減らし経済効率を引き上げることである。在日米国商工会議所（ACCJ）の1,400社以上におよぶメンバー企業は日本で事業を行い、何十万人もの日本人を雇用している。したがってACCJは現在進められている構造改革に重大な関心を持つ利害関係者であり、特に小泉首相の改革路線の核心を占める郵政公社の民営化に強い関心を寄せている。

2005年10月14日、日本郵政公社の民営化関連6法案が国会で可決され、法律として成立した（「郵政民営化関連法」）。それを受けて、関連する政省令、ガイドライン、その他規則（総じて「施行規則等」）を策定し、郵政民営化関連法を施行するための詳細な内容を詰めるプロセスがスタートした。郵政民営化関連法は、国営企業（SOE）民営化のグローバル・ベスト・プラクティス、国際通商協定上の日本の義務、そして以下に述べる郵政民営化法第2条と整合性をもって施行されなくてはならない。そのために、施行規則等に盛り込まれるべき重要な施策を本白書で明らかにしたい。

日本郵政公社（郵政公社）は、日本の郵便事業を運営しているだけでなく、世界最大の貯蓄・生命保険事業者として、日本の生命保険市場の約40%、個人貯蓄の30%、国内の個人資産総額の25%を占めており、資産総額は3兆4,500億ドルに上る²。こうした巨大な規模は、郵政公社が長年にわたり政府から享受してきた特権の賜物である。保険商品と預金に対する政府の100%保証、各種配達事業の独占、納税とセーフティネット拠出金の免除、民間競合会社と異なる、より緩い規制監督などがそうした特権である。このような莫大な資金を官から民にシフトさせる一環として、小泉首相は郵政公社の民営化を「明治以来の大改革」として取り上げた³。

政府が抜本的改革に取り組まざるを得ない背景には、少子高齢化や財政危機といった、現在日本政府が直面している構造的な問題が存在する。最近の厚生労働省の発表によると、現に日本の人口は2005年上半期に減少しており、予想より2年早めに減少傾向に転じる可能性がある（国立社会保障・人口問題研究所では、日本の人口は2006年に1億2,770万人のピークを迎えた後、2050年までにわずか1億60万人を上回る程度まで減少すると発表している）⁴。2000年の生産年齢人口の従属人口に対する割合は4対1だった⁵。2050年までにこの比率は1対1.5まで落ち込むことが予想される⁶。2004年の年金、医療、介護に対する財政支出は総額86兆円（8,250億ドル）にのぼった。そして2025年までにこの額はおよそ2倍の152兆円（1兆4,600万ドル）まで膨れ上がることが予想される⁷。また長引く景気低迷を公共事業で乗り切ろうとした結果、日本政府は財政危機状態にある。そ

の結果、日本の国債発行残高の対GDP比率は164%を上回っている。米国の場合は63.7%に過ぎない⁸。

とはいえ現在の日本は一昔前の日本と比べると大幅に進歩している。旧来の日本の金融システムは、行政による競争のコントロール、曖昧な規制、事前認可を特徴とする「護送船団方式」を採っていた。しかし1990年代半ばに金融ビッグバンが始動して以来、日本は金融庁のリーダーシップの下、この護送船団方式から見事な脱却を遂げた。そして、自己責任と事後監視を強調するグローバル・ベスト・プラクティスに則った、透明でルールに基づいた規制アプローチに転換した。だが郵政金融会社は依然として、金融庁の包括的なルールに基づいた金融規制システムの対象外となっており、日本の金融分野の今後の成長に不可欠な、統一された健全な規制環境を実現することが困難になっている。

ACCJは、経済協力開発機構（OECD）、国際通貨基金（IMF）、世界銀行等の機関が提唱している、SOEの民営化と運営に関するグローバル・ベスト・プラクティスを調査した。こうしたグローバル・ベスト・プラクティスによって強調されているのは、健全な市場原理と透明性であり、それには対等な競争条件を含めた、実効性ある規制の枠組みの確立も含まれている。

2004年8月、ACCJは「日本における民営化へのグローバルベストプラクティスの導入」ならびに「郵政民営化へのグローバルベストプラクティスの適用について」という2つの白書を発表した⁹。前者の白書では、過去、現在、将来の民営化事例において、それらにマクロレベルの成功をもたらすベストプラクティスを包括的に提起した。後者の白書では具体的に郵政公社の民営化にグローバル・ベスト・プラクティスを適用し、民営化プロセスにおいて対等な競争条件を確立することの重要性に焦点を当てた。今回、郵政民営化関連法の成立にあたって、ACCJが第3の白書としてまとめたのが本書である。本書では、民営化のグローバル・ベスト・プラクティスを郵政民営化関連法に適用し、郵政民営化関連法をグローバル・ベスト・プラクティスと整合性をもって施行するために講じるべき具体的施策を明らかにしていく。

以下のセクションでは（1）施行規則等に反映されるべき重要なグローバル・ベスト・プラクティスを簡単に明示し、（2）郵政民営化関連法自体の概要を説明し、そして（3）郵政民営化関連法で焦点となる6つの分野における、グローバル・ベスト・プラクティスの導入手法を検討する。

I. グローバル・ベスト・プラクティス

A. 対等な競争条件をもたらすための、実効性ある規制の枠組みを確立する

民営化によって、経済の効率化を高めると共に、SOEを民間競合会社と対等な競争条件下に置くことが可能である¹⁰。だが真の民営化を行う前に、実効性のある規制の枠組みを確立し、民営化企業が民間競合企業に比べて不当に有利な待遇を受けないようにしておく必要がある¹¹。民営化企業に事業やサービスの範囲拡大を認める前に、一切の便宜、特別待遇、支援、保護を完全に廃止しなければならない¹²。

事実、OECDは、民営化されたSOEと民間業界との間に、対等な規制上の競争条件を確立することの重要性を一貫して主張してきた。「OECD 対日経済審査報告書 2005 年(Economic Survey of Japan, 2005)」と題する2005年1月の報告書の中で、OECDは郵政公社の民営化を取り上げ、次のようにこの原則を適用している。

日本郵政公社の民営化は数々の潜在的メリットをもたらす。消費者はより低コストでより良いサービスを受けることができるようになり、政府補助金は不要となり、資源配分の適正化が働く。さらに、資金の流れが官から民にシフトすることで、日本の経済成長性が向上し、財政再建が促進される。…だが、こうしたメリットを引き出すには、以下の項目の実現が前提となる。

- 郵便貯金銀行・郵便保険会社と民間機関との間に、規制の枠組みにおける平等な待遇を含む対等な競争条件を確立すること。
- 平等な待遇が確立されるまで郵便貯金銀行と郵便保険会社による新商品の提供を認めないこと。
- 郵政民営化は遅くとも2017年までに完了するとされているが、最終的には、金融サービス業務における政府の持ち株の完全売却を目指すこと¹³。

業務拡大を認める前に対等な競争条件を確立することの重要性を、OECDは他の政策報告書でも強調している。例えば

新たな民営化企業と民間金融機関との間に対等な競争条件を確立すること、政府の株式持分を完全に売却することは必須条件である。…対等な競争条件が明確に確立される前に、新しい民営化企業に、取扱商品やサービス範囲を拡大する自由を認めてしまえば、民間金融機関の問題はさらに悪化するだろう。平等な待遇という観点から、納税義務や預金・保険契約についての[セーフティネットへの拠出金]の支払いはもちろんのことだが、民間の金融機関と同じ規制の枠組みの中に、郵便

貯金銀行と郵便保険会社が民間機関として入れられることは最低条件である¹⁴。

「全面的な民営化に移行する前に、民間金融機関との公正な競争を確保するため、時宜を得た措置を講じる重要性」は、IMFでも確認している¹⁵。さらに、対等な競争条件を確保する実効性のある規制の枠組みを確立するため、民営化されるSOEは「一般法の適用を免除されるべきではない … また、競合企業は自社の権利が侵害された場合、効率的な救済手段の利用を認められるべきである¹⁶。」

1. 日本郵政公社の規制の枠組みをWTO加盟国としての日本の義務と整合したものにする

民営化は国際ルール・規制に則り進められるべきである。特に世界貿易機関(WTOウルグアイ・ラウンド合意(具体的には、関税と貿易に関する一般協定(GATT)、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)、政府調達協定))の下での日本の義務により、日本は他のWTO加盟国のモノと、金融サービスを含むほとんどのサービスに対し、内国民待遇(つまり、国内のモノやサービスの最優遇業者に与える待遇よりも不利でない待遇)を提供する義務がある¹⁷。したがって民営化企業が外国の製造業者やサービス業者と競合する場合、外国企業が民営化企業よりも不利でない待遇を受けられるようにする必要がある。国内法において内国民待遇原則の違反があれば、民営化はそれを是正する機会として捉えるべきである。

B. 市場支配力と内部援助の濫用を防止し、競争を促進する

民営化企業が、長年にわたる政府の特別待遇や保護によって得た規模や市場支配力を濫用できないように、対策を講じなければならない。民営化企業は、莫大な市場力を有する事業分野で得た収入を、競争が激しい他の事業分野への内部援助や資金融通に充当することで市場支配力の不当な利用を許されるべきではない。こうした特権によって民営化企業が市場においてすでに強大な地位を得ている場合は、規制改革によって歪みを是正し、業界の全体的利益を図る必要がある(つまり「過度な市場支配力の行使を防ぐには…実効性ある規制力が[必要である]¹⁸」)。

郵政公社についてOECDが最も危惧していることの一つに、「郵便貯金銀行と郵便保険会社の規模そのものが、金融業界での公正な競争の確保を困難にするだろう」ということがある¹⁹。同様に、郵政公社は他国の国営郵便事業者と同じく、何年にもわたり全国の「信書」配達における独占状態を享受してきた。こうした独占は当初、全国民が等しく信書の送受ができるようにすることを意図したものだったと思われるが、郵便事業は信書以外の様々な速配・宅配サービスを

網羅するまでに成長した。民間企業も小包・信書配達業務を一部認められるようになった一方で、郵政公社は、市場独占、政府補助金、長年の規制上の便宜といったこと全てを背景に、莫大な物流構成と顧客基盤を手に入れている。他国では、配達事業の競争を助成するために、国からの資金援助を受け、独占状態を享受するこうしたSOEについて捜査し、罰金を科している²⁰。

グローバル・ベスト・プラクティスは、民営化企業間の取引にアームズレングスの原則を適用することも要求している。OECDは、郵政公社と「国営銀行、国営金融機関、他の国営企業との関係は、純粋に商業的根拠に基づいたものでなければならぬ」と指摘しており²¹、次のような見解も述べている。

SOEの財務状態を公正かつ完璧に把握するには、国とSOEとの間の相互義務、資金援助、あるいはリスク負担を適切に開示することが必須である。情報の開示にはSOEが受け取った政府補助金や交付金、国がSOEの事業のために提供した保証や公約などが含まれるべきである²²。

OECDは、民営化されたSOEとその関連企業との間の取引は、市場支配力の潜在的濫用を生み出しやすいことから、開示するべきとしている。「関連企業との取引を報告することによって、こうした取引の公正さと適切さを判断するために必要なすべての情報が提供されるはずである²³。」たとえば、財務諸表を全て公開し、株式会社に適用される会計基準の遵守を義務付け、事業会社間あるいは業務間で行われる資金移動は、明確に区分する必要がある。

C. 民営化プロセスの透明性を確保する

政府のルール策定プロセスで重要な原則となるのが、透明性である。透明性とは、利害関係者が自分達の利害に影響する規制、手続き、行政決定について知らされ、それらのプロセスに参加できて初めて意味があるものである²⁴。全ての利害関係者が平等に扱われ、特定の利害関係者が政府の意思決定プロセスに過度な影響力を及ぼすことを回避できるような透明性があれば、ルール策定に関する決定の質が高められ、事業・投資環境はより魅力的なものとなる²⁵。

民営化というものは「かなり議論の分かれる政策であり、とかく権力の濫用や汚職の訴えを受けやすい…したがって利益相反をなくし、最高水準の高潔さで取り組む必要がある²⁶。」便宜上の理由から透明性を犠牲にすれば、民営化そのものだけではなく、より大きな経済改革への取り組みを阻止してしまうことにもなりかねない²⁷。したがって、関連業界の他の民間企業を含む利害関係者との意見交換プロセスは、オープンかつ透明に行われるべきであり、重要な決定もしくは提

言を行う省庁、諮問グループ、その他団体と協議する機会を与えられるよう、時宜を得た方法で利害関係者に余裕を持った通知を行うべきである。

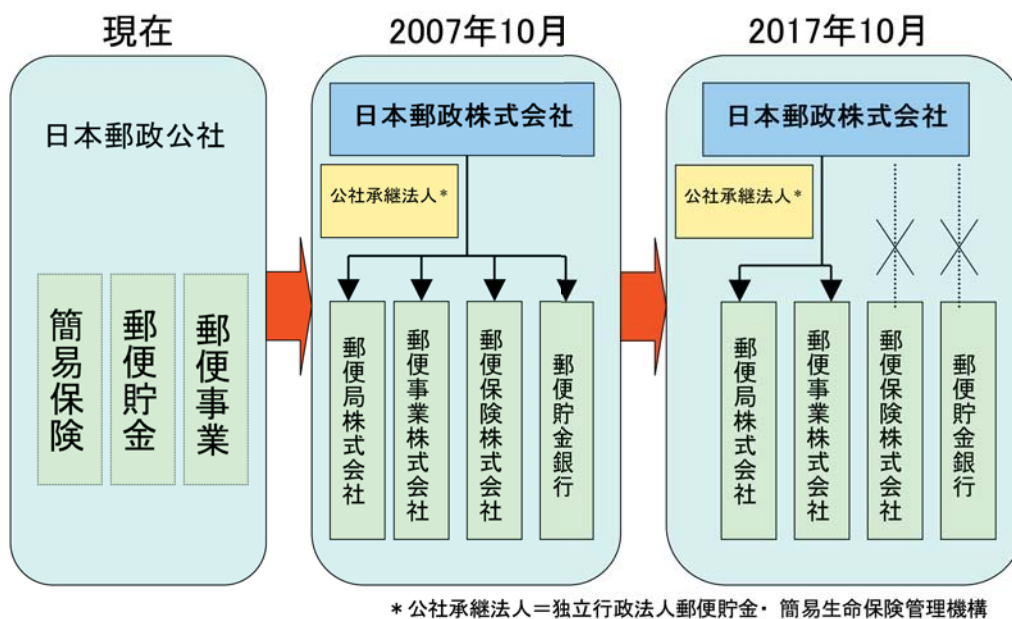
さらに、OECDは民営化企業の透明性について、次のように述べている。民営化企業は「上場企業と同じ高度な会計監査基準が適用されるべきである…そして国際的に認められた高度な基準に則り、財務情報ならびに非財務情報を開示するべきである²⁸。」

II. 郵政民営化関連法

郵政民営化関連法は次に挙げる6つの別個の法律によって構成されている。1) 郵政民営化法、2) 日本郵政株式会社法、3) 郵便事業株式会社法、4) 郵便局株式会社法、5) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法、6) 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（総じて「郵政民営化関連法」）。郵政民営化関連法によって、郵政公社は「日本郵政株式会社」と呼ばれる持ち株会社（「持株会社」）の下、1) 郵便事業株式会社（郵便事業会社）、2) 郵便局株式会社（窓口ネットワーク会社）、3) 郵便貯金銀行、4) 郵便保険会社の4つの子会社に分割される（総じて「郵政新会社」）。民営化スタート時には、持株会社の全株式は政府が所有するものとし、子会社の発行済み株式は持株会社が全て所有するものとする²⁹。

郵政民営化関連法は、2007年10月に民営化がスタートし、持株会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便事業会社、窓口ネットワーク会社が市場に参加する際のルールに関する主要条項を規定するものである。さらに、この郵政民営化関連法は、持株会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便事業会社、および窓口ネットワーク会社の業務範囲決定に関与する2つの行政組織を設立している。すなわち、1) 小泉首相を始めとする閣僚らで構成され、民営化の進捗状況を監督する民営化推進本部、ならびに2) 小泉首相が指名する有識者で構成され、民営化の進捗状況を監視すると共に、民営化企業の業務範囲拡大に関する決定を審査する郵政民営化委員会（民営化委員会）である。さらに郵政公社から引き継いだ郵便貯金と簡易生命保険を健全な状態で管理し、引き続き政府の保証を継承させるために、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（公社承継法人）が設立される³⁰。

日本郵政公社の体制



民営化企業が市場参入を認められる範囲を決定する原則に関し、郵政民営化法第2条では「基本理念」というタイトルで次のように定めている。郵政民営化は、「当該株式会社[つまり郵政新会社]の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」ることを基本として行われるものとする。この公約は、小泉首相の「民間にできることは民間に委ね」という理念と整合しており、ACCJも共感する³¹。だがこうした公約にもかかわらず、ACCJは郵政民営化関連法に規定されているいくつかの条文について未だに大きな懸念を抱いている。というのも、完全に対等な競争条件が確立されたかどうかを判断する明確な規準が欠けていたり、あるいは郵政民営化法第2条に規定されている「対等な競争条件」の原則と矛盾するように思われる条文が一部存在したりするからである。郵政民営化関連法において憂慮すべき主な分野は、1) 民営化企業の監督、2) 郵政事業の範囲に対する制限を解除するプロセス、3) 新商品の販売を審査するにあたって、民営化委員会が適用する基準、4) 社会・地域貢献資金による資金拠出、5) 公社承継法人、6) 特定の税の免除、の6つである。

III. 郵政民営化関連法へのグローバル・ベスト・プラクティスの適用

A. 民営化企業の監督

1. プロセスの説明

民営化のスタートによって、郵便貯金銀行と郵便保険会社は、免許を取得するために必要な客観的基準を満たしているかどうかとは無関係に、保険業と銀行業それぞれの事業免許を受けたものとみなされることになっている（「みなし免許」）³²。また郵政民営化法によると、移行期間中、総務大臣は内閣総理大臣と共同で、郵便貯金銀行と郵便保険会社の業務範囲拡大を審査する権限を持つ他、立ち入り検査と監督上の措置を行う権限を与えられる³³。だが総務省は元来、金融監督の専門家ではなく、他の民間金融機関に対する規制も行っていない。運輸関係では、民間の宅配業者は従来どおり国土交通省の規制を受けるが、民営化後の郵便事業は総務省の監督下に置かれることになる³⁴。郵政公社が、従来、民間企業が提供してきた事業へ今後も参入拡大する意思を明らかにしているにも係らず、である³⁵。

2. グローバル・ベスト・プラクティスの適用

グローバル・ベスト・プラクティスによって求められるのは、対等な競争条件であり、それには民営化企業を民間競合会社と同じ水準、同じ種類の規制の下に置くことも含まれる³⁶。グローバル・ベスト・プラクティスを適用するには、郵政新会社が民間の金融機関と同一の認可・監督要件を満たすよう義務付ける措置を、施行規則等に盛り込んでおく必要がある。つまり郵政新会社が全て、保険業法や銀行法、貸金業法および他の金融サービスを監督する法の下で認可を受けた民間競合企業と同一の認可要件を全面的に遵守しなければならないことを、施行規則等で規定する必要がある。その要件には具体的には財務情報の報告、会計基準、情報開示、内部統制、リスク管理、顧客への情報開示や他の運用条件に関する要件が含まれ、民間競合企業に課されるものと同様でなければならない。他にも内部援助を禁止する措置や、保険業法・銀行法や他の適用法令に基づくアームズ・レングスの原則の厳格な適用も新たに規定する必要がある。

施行規則等は、金融規制を専門に行う金融庁に、郵便貯金銀行と郵便保険会社に対する健全かつ独立した規制監督を実施する全面的権限を持たせ、規制要件がすべての金融サービス提供者に平等に適用されることを確保しなければならない。ACCCJは、郵便貯金銀行と郵便保険会社が全ての認可要件を完全かつ客観的に満たしていると金融庁が認定するまでは、郵便貯金銀行と郵便保険会社に業務拡大を断じて認めてはならないと考える。

同じような意味から、郵便事業会社と窓口ネットワーク会社が民間の宅配業者と同じ業務に従事する場合、同一の規

制当局による監督、同一のルールの遵守が求められる。郵便事業会社のほとんどすべての業務は、民間宅配業者の業務と類似していることから競合関係にあり、したがって同じ当局の規制を受けるのが当然である。唯一の例外があるとすれば、郵便事業会社による信書送達の独占に対する監督であるが、これも1)独占的配達サービスが適切であること、2)独占権の濫用がないことを確認するといった、もっぱら限定的な目的のためだけに行われるべきである。しかし現在、民間業者と郵政公社とは、同一活動についてそれぞれが担う規制上の負担とコストには大きな開きがあり、民営化後も、こうした差異は継続する見通しである。たとえば現在、宅配会社は貨物申告や品目ごとの税額計算などの通関手続きを行わなければならない、全ての輸入貨物を保税倉庫で保有する必要がある。民間業者にとっては、こうしたことを担当するための部署やチームを置かなければならず、費用のかかるプロセスであるが、郵政公社にはそういった義務は一切ない。さらに民間業者は「通関情報処理システム」を導入しなければならない、このために膨大な費用が発生する。だがやはり郵政公社にこうした義務は全くない。

民間の宅配業者はさらに、国土交通省の管轄下で山のような規制を受ける一方で、郵政公社は総務省の管轄下にあるため、こうした規制から免れている。場合によってはこうした待遇の差が、どう見ても公共の利益にならないケースもある。例えば最近、国土交通省は同時多発テロ事件の発生を受け、国民を保護するという意図で、膨大なコストが伴う空港施設と貨物に関する一連のセキュリティ規制を義務付けた。その一方で、郵政公社は国土交通省の管轄下になく、こうした規制の対象外となったままである。日本政府が、日本最大の宅配業者である郵政公社に貨物セキュリティ規制を免除して、国民の安全を目的としたこの規制を導入することに合理的根拠は全くない。

さらに郵政新会社のいずれも例外なく、民間競合企業を所轄する省庁の監督下に置かれ、また、民間競合企業に課されると同様の法規制を遵守するよう義務付けられるまではいかなる業務拡大も許可されるべきではない。

B. 郵政事業の事業範囲に対する制限を解除するプロセス

1. プロセスの説明

郵政民営化関連法は、郵政事業4会社の業務範囲への制限を解除するプロセスを規定している。

金融サービス 郵政保険会社が政省令ですでに決められている商品以外の保険商品を提供する場合、ならびに郵便貯金銀行が新規事業に従事する場合、事前に内閣総理大

臣と総務大臣の認可を得ることが、郵政民営化関連法によって定められている³⁷。さらに郵政民営化法では、郵便貯金銀行と郵便保険会社が各々、銀行法または保険業法によって認可される子会社の取得または創設をする場合、事前に同様の認可を得ることも定められている³⁸。また、預金預入限度額や保険金額に関する政令を公布する場合、ならびに新商品や新規業務の決定が行われる場合、民営化委員会の意見を聴くことが義務付けられている³⁹。

2007年から2017年までの移行期間中は、郵便貯金銀行と郵便保険会社に対する持株会社の持分がすべて売却されるか、あるいは制限を解除した場合に、他の生命保険会社や金融機関との適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないことを内閣総理大臣と総務大臣が認めない限り、既存の保険金額と預金預入限度額は維持され、新商品・新規業務は一切認められない⁴⁰。また、郵政民営化法では、内閣総理大臣と総務大臣がこうした「適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがない」と判断を下すことが可能な場合は、その旨の決定をしなければならないと定めている。

宅配 郵政民営化関連法では、郵便事業会社は総務大臣が認めれば、現在認可されている業務以外の業務を行うことも可能であると定めている⁴¹。認可を要する業務を行うにあたって、郵便事業会社は同種の業務を営む民間事業者の利益を不当に損なわないよう、特段の配慮を払わなければならない⁴²。さらに、郵便事業会社が郵便事業株式会社法第3条第3項に基づき、総務大臣の認可を求めた場合、総務大臣は民営化委員会の意見を聴かなければならないことになっている⁴³。

窓口ネットワーク会社 郵政民営化関連法では、窓口ネットワーク会社が総務大臣へ事前に届け出ることによって、郵政公社に現在認められている業務以外の業務を営むことができると定めている⁴⁴。事前届出を必要とする業務を行う場合、窓口ネットワーク会社は、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう、特に配慮しなければならない⁴⁵。さらに、郵便局株式会社法第4条に基づく届出を総務大臣が受理した場合は、総務大臣はその旨を民営化委員会に通知しなければならない。民営化委員会の意見を聴く義務はない⁴⁶。

2. グローバル・ベスト・プラクティスの適用

移行期間中、郵政民営化関連法によって郵政新会社は、内閣総理大臣と総務大臣の認可、ならびに民営化委員会の意見を条件として、業務範囲の拡大が認められる。しかしグローバル・ベスト・プラクティスは、民営化企業に与えられているあらゆる特典と優遇措置を完全に廃止するまで、これらの企業に業務拡大を認めるべきではないとしている。したがって、郵政民営化関連法がグローバル・ベスト・プラク

ティスと整合性をもって施行されることを確実にするため、郵政公社に販売商品一国会の承認を現在必要としない既存商品への変更を含む、郵政公社によるあらゆる新商品の拡大を認める前に、規制面に対等な競争条件を確立しなければならない。

郵政民営化関連法には、郵政新会社が業務範囲の拡大の認可を得る前に対等な競争条件を確立するために必要な、関係各大臣が認可を行ったり、民営化委員会が提言を行ったりする際の根拠となるべき明確で客観的な基準が規定されていない。特に、新商品や新規業務の認可に対する禁止を解除しても「他の金融機関等との間の適正な競争関係…を阻害するおそれがない」と関係各大臣が判断した場合、関係各大臣はその旨の決定をしなければならないとした条文は、曖昧としか言いようがない⁴⁷。新商品や新規業務の認可を行う前に対等な競争条件を確立するためには、条文における「適正な競争関係」の定義を明確にする必要がある。同様に、郵便事業会社による新規の宅配・物流事業が「民間事業者の利益を不当に損なわない」という警告文も、曖昧でわかりにくい。どの程度あるいはどのような形態の損害が「不当」なのか、さらに、そうした判断を行う際に根拠とされる基準は何かといったことが不明確なままである。「新規」業務の定義についても不明だが、特に郵便事業会社が新規業務を、民間企業との共同事業や合併といった現在禁止されている手法によって拡大するケースなどを考えると、既存サービスの拡大もこれに当たると考えるのが当然である。

ACCJでは、施行規則等が以下の内容を定めるよう強く要望する。

- ・ 銀行業や保険業の認可において金融庁が民間会社に求める要件、ならびに航空貨物受け取りにおいて国土交通省が求める安全規制の客観的遵守。
- ・ 民間の銀行や保険会社に適用される、税金、情報開示、金融庁による全面的な監督、政府による保証の撤廃などを含む、あらゆる法規制の完全な遵守。
- ・ 民間の宅配・物流会社に適用されるあらゆる法規制の完全な遵守。通関手続き、テロ対策規制、同一機関（国土交通省など）による輸送事業の規制などを含む。
- ・ いかなる「新規業務」に対して課されるあらゆる法規制の完全な遵守。保険業法、銀行法、貸金業法その他関連する金融法規制の下で認可を得る必要があるか否かにかかわらず、通常金融庁あるいは国土交通省以外の省庁の監督下に置かれる金融および他のサービスを含む。

- 政府による所有、支配、影響力の程度の規定化(政府所有に伴う暗黙の保証に適切に対処するため)。

対等な競争条件の確立は、日本の金融、運輸、その他事業分野の健全さを確保するためだけに必要とされているのではなく、日本政府が国際協定上の義務を履行する機会を提供するためにも必要である。

OECDが述べているように、「郵便貯金銀行と郵便保険会社の規模そのものが、金融業界での公正な競争の確保を困難にするだろう⁴⁸。」したがって、郵政事業の範囲制限を解除するプロセスを定める施行規則等には、市場支配力の濫用を防止する措置が含まれることが必須である。そうした措置には次のようなものが挙げられる。1) 商品販売の認可範囲に対する制限を継続する、2) 業務範囲の拡大を認める前に、郵政新会社に対する政府の優遇措置を撤廃する、3) 郵政新会社間の内部援助をさらに効率的に防止するための措置を確立する。

さらに、ルール策定に関する判断の質を高め、あらゆる利害関係者が平等に扱われるために、商品や業務拡大に対する関係各大臣の認可について、民間の利害関係者(競合企業や顧客等)が証拠やコメントを提示したり、書面で意見や提言を述べたり、政府関係者と意見交換を行う有意義な機会を適時提供することが不可欠である。

郵政事業の範囲制限を撤廃するプロセスにおいて、透明性を確保することもグローバル・ベスト・プラクティスの実現上、欠かせない条件である⁴⁹。郵政民営化法において、民営化委員会が意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならないと定められているが⁵⁰、それは審議プロセスが終了した後のことである。だが、日本政府が、郵政新会社が事業拡大をする場合の影響力や競合手段を十分に審議する上で、[プロセス途中における]民間の個人や企業の関与は重要である。したがって、いかなる事業拡大の決定も、公聴会等の行政記録に基づいて行われることが必要である。

C. 郵政民営化委員会の役割

1. プロセスの説明

郵政保険会社が現在政省令で定められている以外の保険商品引受けを望む場合、あるいは郵便貯金銀行が新規業務に参入しようとする場合、内閣総理大臣と総務大臣の認可を得なければならない。総理大臣と総務大臣は当該新規業務が他の民間事業会社との「適正な競争関係を阻害する」かどうかを判断し、認可する場合は民営化委員会の意見を聴くことになっている⁵¹。郵便事業会社が新規業務に参入する場合には、同種の業務を営む民間事業者の利益を

不当に損なわないよう、特段の配慮を払い、総務大臣の認可を得なければならない。総務大臣は民営化委員会の意見を聴かなければならない⁵²。郵政民営化関連法はまた、窓口ネットワーク会社が現在行っていない業務に参入する前に、総務大臣に届け出なければならないと規定している⁵³。窓口ネットワーク会社は、同種の業務を営む民間事業者の利益を不当に損なわないよう、特段の配慮を払わなければならない⁵⁴。さらに、総務大臣がそのような届出を受理した場合は、総務大臣はその旨を民営化委員会に通知しなければならない⁵⁵。

2. グローバル・ベスト・プラクティスの適用

郵政公社の民営化において全ての利害関係者に公平に意見を述べる機会を確保するために、グローバル・ベスト・プラクティスは、有意義で透明性の高いルール策定プロセスを求めている。このプロセスには、施行規則等の策定・改正プロセスに、十分なパブリック・コメント期間を取り入れ(例えば、民営化委員会が行った提言は全て、最終決定を下す前に余裕を持ってパブリック・コメントに付す等)、また、関係各大臣が行った全ての決定や、民営化委員会が行った調査結果等が事業拡大の市場へ与える影響等に関する情報を、公聴会などで発表する機会を設ける。さらにグローバル・ベスト・プラクティスの下では、民営化委員会が提言を行う場合は常に、その提言の説明および正当な根拠を提供することが求められる。

さらに民営化委員会が提言の根拠とすべき、明確かつ客観的な基準を、施行規則等において確立することも必要不可欠となる。なお、関係各大臣が民営化委員会の提言に従わない場合、施行規則等はその合理的根拠を国民に開示することを義務付けるべきである。また関係各大臣が民営化委員会の意見を聴き、検討、対応する際の手法についても、施行規則等で明確に定めておく必要がある。

D. 社会・地域貢献資金による資金拠出

1. プロセスの説明

郵政民営化関連法によると、持株会社によって、社会・地域貢献資金が設立され、社会福祉の増進に寄与する社会貢献業務(例えば切手不要の郵便葉書、郵便書簡、その他郵便物、第三種郵便物等)の実施に要する費用として、郵便事業会社に資金を交付することになっている⁵⁶。地域貢献業務の実施費用として、窓口ネットワーク会社にも資金を交付することになっている。この場合の地域貢献業務とは、郵便局の利用によって地域住民の便宜に貢献する業務であり、1) 地域住民の生活の安定の確保のために必要で、2) 窓口ネットワーク会社以外の者による実施が困難であり、かつ3) 社会・地域貢献資金の交付を受けなければ実施が困難な業務のことである⁵⁷。

2. グローバル・ベスト・プラクティスの適用

社会・地域貢献資金の拠出に関する郵政民営化関連法の条項がグローバル・ベスト・プラクティスに則って運用されるためには、施行規則等に基金の拠出条件を定める明確な基準（規制上対等な競争条件が確保され、GATSにおける日本の内国民待遇義務が履行されるための基準）を盛り込んでおかねばならない。さらに、社会・地域貢献資金による郵便局への支援が、郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便事業会社の競合会社に不当に不利益を与えないものであることを確認しなければならない。また、社会・地域貢献資金からの拠出は公共の利益のために真に必要であり、民間企業にはできない、または進んで行おうとしない業務への拠出に限るべきである。例えば民営化企業に資金を拠出する前に、こうした業務をアウトソーシングで行うことができるかどうかを検討すべきである。郵便貯金銀行と郵便保険会社が民間と競合する事業活動の援助に、社会・地域貢献資金の拠出金が充当されないよう、対策を講じておく必要がある。社会・地域貢献資金から郵政新会社が金融や宅配サービス・商品を提供するために資金を充当する場合、こうした資金は、過疎地の郵便局にこうしたサービスや商品を提供する意欲を持った全ての民間金融機関に対しても、平等に提供されるべきである。

また、社会・地域貢献資金の運用に関しても民間の金融機関と同等の会計・監査基準を適用するなどといった、透明性を確保する条項を施行規則等に盛り込むことが重要である。

E. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（公社承継法人）

1. プロセスの説明

郵便貯金銀行と郵便保険会社には各々、銀行法と保険業法が適用される⁵⁸。したがって、郵便貯金銀行と郵便保険会社は金融庁に詳細な財務報告を行い、公に情報開示を行うことが義務付けられる。しかし、政府保証のある保険契約と預金を預かる公社承継法人は（行政法人であることから）その開示義務ははるかに緩やかなものとなっている。

郵政民営化関連法では、公社承継法人の目的は、郵政公社から引き継いだ郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理することと規定している。公社承継法人による資産運用は、郵便貯金銀行との郵便貯金管理契約⁵⁹、ならびに郵便保険会社との再保険契約⁶⁰に基づくものとし、内閣総理大臣または総務大臣が定めた基本計画に従わなければならない⁶¹。

2. グローバル・ベスト・プラクティスの適用

グローバル・ベスト・プラクティスでは、民営化企業の取引についてアームズレングスの原則を適用することが求められる⁶²。基本計画では、公社承継法人と郵便貯金銀行との間の郵便貯金管理契約、ならびに公社承継法人と郵便保険会社との間の再保険契約に関する条件が規定されるが、グローバル・ベスト・プラクティスとの整合性を維持するために、こうした基本計画の規定についても郵便貯金銀行と郵便保険会社に対して、保険業法と銀行法によるアームズレングスの原則が適用されるべきである。さらに日本政府は、公社承継法人から郵便貯金銀行、または郵便保険会社への市場原理によらないリスクの移転についても、同様の対策を講じるべきである。日本政府はまた、このような契約に関して郵便貯金銀行や郵便保険会社と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保できるようにしなければならない⁶³。

公社承継法人が特定の民間銀行や民間保険会社との間で、他の民間銀行・保険会社に比べて不当に優遇する条件で、郵便貯金の管理契約や再保険契約を締結したり、アームズレングスの原則に基づかない契約を締結したりすることを防止する措置が必要とされる。さらに、郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便事業会社間の取引における内部援助は市場の歪みにつながり、結果的にはGATSに基づく日本の義務に違反した特別待遇を継続することになる。また、施行規則等において、公社承継法人に対しても民間金融機関と同等の会計・監査基準を適用することを含め、公社承継法人と郵便貯金銀行および郵便保険会社間の取引の透明性を確実にすることが重要である。

加えて、郵便保険会社は、再保険契約等によって、公社承継法人と利益、損失、その他リスクを共有することもありうるため、郵便保険会社の保険契約者保護機構（PPC）への加入は、PPCのメンバー全てに完全な情報開示が行われない限り、認めるべきではない。また、施行規則等は、公社承継法人と郵便貯金銀行、郵便保険会社との間の利益、損失、リスクを分離するためのセーフガード措置も整えておかねばならない。

F. 特定の税の免除

1. プロセスの説明

郵政民営化法によって、郵政新会社が民間企業と同じ法人税・消費税を負担する義務が生じることを、ACCJは歓迎する⁶⁴。だが、郵政民営化法は、承継資産価格変動準備金と特定再保険責任準備金の取り扱いにおいて、郵便保険会社の法人税を特別免除すると規定している⁶⁵。さらに郵政民営化法によると、移行期間中、郵便貯金銀行と郵便保険会

社は、郵政公社から財産の給付が行われても登録免許税、不動産取得税、自動車取得税を支払う必要がない⁶⁶。

2. グローバル・ベスト・プラクティスの適用

グローバル・ベスト・プラクティスは、民営化企業が民間の競合企業と比べて不当に有利な待遇を受けないよう、実効性ある規制の枠組みを整備することを求めている。税務上の特典は、暫定的なものであろうと長期的なものであろうと郵政新会社に認めてはならない。郵便貯金銀行と郵便保険会社が民間競合会社に比べ不当に有利な待遇を受けるような、特定の税の免除を認めないよう施行規則等に規定を置くことにより、郵政民営化関連法をグローバル・ベスト・プラクティスと整合性をもって施行しなければならない。さらに、郵便保険会社に特定の税免除の特典を認めれば、GATSに基づく日本のWTO義務に違反することになってしまう。

IV. 結論

「民間に出来ることは民間に委ね」という小泉首相の理念に則り、日本政府は郵政民営化法第2条で、民営化後の郵政4事業会社と、同種の業務を営む民間事業者との間に「対等な競争条件」を確保すると約束した。こうした公約にもかかわらず、郵政民営化関連法には「対等な競争条件」と矛盾するような条文、あるいは、対等な競争条件を確立するために必要な具体性に欠ける条文が見受けられる。そこでACCJは日本政府に対し、郵政新会社に提供商品の拡大を認める前に対等な競争条件を確立させること、有意義かつ透明性の高いルール策定プロセスを導入すること、そして内部援助やその他の市場歪曲的慣行を禁止するためにアームズレングスの原則のような措置を適用することにより、郵政民営化関連法がグローバル・ベスト・プラクティスと整合性をもって施行されることを確保するような施行規則等を起草することを要請する。

V. 注釈

¹ 2001年4月26日の小泉純一郎首相説示

<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2001/0426setuji.html>

² 保険研究所「平成16年版インシュアランス生命保険統計号」、全国銀行協会「2004年全国銀行財務諸表分析」、日本郵政公社「日本郵政公社2004」

³ 一例として参照：経済財政諮問会議「郵政民営化に関する論点整理」2004年4月26日、同諮問会議「郵政民営化の基本方針」2004年9月10日

⁴ 厚生労働省「人口動態統計速報平成17年6月分」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口2002年」

⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」

⁶ 同出所

⁷ 厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し（平成16年5月推計）」

⁸ International Monetary Fund, “Japan: Staff Report for the 2005 Article IV Consultation,” July 26, 2005; International Monetary Fund, “United States of America: Staff Report for the 2005 Article IV Consultation,” July 30, 2005.

⁹ 白書は、次のサイトからダウンロード可能：
www.accj.or.jp/content/advocacy/privatization.

¹⁰ Stilphon Nestor and Ladan Mahboobi, “Privatisation of Public Utilities: The OECD Experience,” April 23, 1999.

¹¹ 一例として以下参照：Sunita Kikeri and John Nellis, “Privatization in Competitive Sectors: The Record to Date,” World Bank Policy Research Working Paper 2860, 2002; Jan P.M. Van Heeswijk, “ABD’s Experience with Privatization,” 2001; Organisation for Economic Co-Operation and Development, “Privatising State-Owned Enterprises: An Overview of Policies and Practices in OECD Countries”; Dick Welch and Olivier Fremond, “The Case-by-Case Approach to Privatization: Techniques and Examples,” World Bank, 1998.

¹² Organisation for Economic Co-Operation and Development, Policy Brief, “Economic Survey of Japan, 2005” OECD Observer, January 2005; Organisation for Economic Co-Operation and Development, “OECD Economic Surveys - Japan,” Volume 2005/3, March 2005.

¹³ Organisation for Economic Co-Operation and Development, Policy Brief, “Economic Survey of Japan, 2005” OECD Observer, January 2005.

¹⁴ Organisation for Economic Co-Operation and Development, “OECD Economic Surveys - Japan,” Volume 2005/3, March 2005.

¹⁵ International Monetary Fund, “Japan: Staff Report for the 2005 Article IV Consultation,” July 26, 2005.

¹⁶ OECD Working Group on Privatisation and Corporate Governance of State-Owned Assets, “Guidelines on Corporate Governance of State-Owned Enterprises,” 2005.

¹⁷ GATS第17条を参照：Schedule of Specific Commitments,” GATS/SC/46 (1994); Japan, “Schedule of Specific Commitments,” Supplement 3, GATS/SC/46/Suppl.3 (1998).

¹⁸ Organisation for Economic Co-operation and Development, “Privatising State-owned Enterprises” at 76; see also IMF, “Japan: Financial System Stability Assessment and Supplementary

Information,” September 2003; International Association of Insurance Supervisors, “Insurance Core Principles and Methodology,” October 2003.

¹⁹ Organisation for Economic Co-Operation and Development, “OECD Economic Surveys - Japan,” Volume 2005/3, March 2005.

²⁰ See e.g., Official Journal of the European Communities, L247/27 (September 14, 2002) (In a 2002 investigation, the EU Commission found that Deutsche Post was using State aid to provide parcel delivery services under an aggressive price policy that did not cover its own operating costs, and that “no private undertaking subject to market forces would continue to offer door-to-door parcel services under such conditions.” The EU fined Deutsche Post 572 million Euros).

²¹ OECD Working Group on Privatisation and Corporate Governance of State-Owned Assets, “Guidelines on Corporate Governance of State-Owned Enterprises” at 30; see also International Association of Insurance Supervisors, Insurance Core Principles and Methodology, October 2003.

²² OECD Working Group on Privatisation and Corporate Governance of State-Owned Assets, “Guidelines on Corporate Governance of State-Owned Enterprises” at 30.

²³ OECD Working Group on Privatisation and Corporate Governance of State-Owned Assets, “Guidelines on Corporate Governance of State-Owned Enterprises” at 30.

²⁴ Organisation for Economic Co-Operation and Development, “Public Sector Transparency and International Investment Policy,” April 11, 2003.

²⁵ See e.g., IMF Code of Good Practices on Transparency, Supporting Document, part 1, pgs. 1-17 through 1-18; International Association of Insurance Supervisors Insurance Core Principles, Explanatory Note, p. 9.

²⁶ Organisation for Economic Co-Operation and Development, “Privatising State-Owned Enterprises: An Overview of Policies and Practices in OECD Countries” at 120.

²⁷ Organisation for Economic Co-Operation and Development, “Privatising State-Owned Enterprises: An Overview of Policies and Practices in OECD Countries” at 120.

²⁸ OECD Working Group on Privatisation and Corporate Governance of State-Owned Assets, “Guidelines on Corporate Governance of State-Owned Enterprises” at 28.

²⁹ 郵政民営化法第5条

³⁰ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第3条

³¹ 第162回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説(2005年1月21日)
(<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2005/01/21sisei.html>)

³² 郵政民営化法第98、130条

³³ 郵政民営化法第146、147条

³⁴ 郵政事業株式会社法第6、9、12、13条

³⁵ 日本経済新聞「生田総裁→書簡12枚→竹中氏 郵政民営化『民間並み自由を』」2004年11月10日

³⁶ See also e.g., International Association of Insurance Supervisors, Insurance Core Principles and Methodology, October 2003; Organisation for Economic Co-Operation and Development,

“OECD Guidelines on the Corporate Governance of State-Owned Enterprises” at 12.

³⁷ 郵政民営化法第138第1項、139条第1項、110条第1項、111第1項。同法の下、承認プロセスにおける首相の役割は金融庁長官に一任される。参照：郵政民営化法第185条

³⁸ 郵政民営化法第138条第1項、139条第1項、110条第1項、111条第1項

³⁹ 郵政民営化法第137条、135条第2項、107条、105条第2項、138条第5項、139条第5項、110条第5項、111条第5項、

⁴⁰ 郵政民営化法第138第4項、110条第4項

⁴¹ 郵便事業株式会社法第3条第3項

⁴² 郵政民営化法第77条

⁴³ 郵政民営化法第76条

⁴⁴ 郵便局株式会社法第4条

⁴⁵ 郵政民営化法第92条

⁴⁶ 郵政民営化法第93条

⁴⁷ 郵政民営化法第105条。保険会社については第135条も参照

⁴⁸ Organisation for Economic Co-Operation and Development, “OECD Economic Surveys - Japan,” Volume 2005/3, March 2005.

⁴⁹ 一例として本書セクションII.Cを参照

⁵⁰ 郵政民営化法第19条第2項

⁵¹ 郵政民営化法第76条、110条、138条

⁵² 郵政民営化法第76条、77条、郵便事業株式会社法第3条

⁵³ 郵便局株式会社法第4条

⁵⁴ 郵政民営化法第92条

⁵⁵ 郵政民営化法第93条

⁵⁶ 日本郵政株式会社法第6条第1項、郵便事業株式会社法第4条第2項

⁵⁷ 日本郵政株式会社法第6条第2項、郵便局株式会社法第6条第3項

⁵⁸ 郵政民営化法第130条、98条

⁵⁹ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第15条

⁶⁰ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第16条

⁶¹ 郵政民営化法第161条～165条

⁶² See e.g., OECD Working Group on Privatisation and Corporate Governance of State-Owned Assets, “Guidelines on Corporate Governance of State-Owned Enterprises” at 30.

⁶³ 郵政民営化法第2条

⁶⁴ 郵政民営化法第177条～181条

⁶⁵ 郵政民営化法第179条第8～11項

⁶⁶ 郵政民営化法第177条第4、5項、第181条第1項

